

低所得者の子育て世帯の方（令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯の方）へ子ども加算のご案内

給付対象者 基準日：令和5年12月1日

①対象者

基準日時点で深川市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が非課税又は均等割のみ課税である世帯※なお、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は支給対象外です。

②加算対象となる児童の範囲

原則として上記①の給付対象世帯と基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

- ・ 例外的に対象となる児童
 - (1)基準日以降に生まれた新生児
 - (2)対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要）
- ・ 例外的に対象とならない児童
 - (1)施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、原則として対象外

給付金の支給額

児童1人あたり5万円（世帯主に対象児童分を合算して給付します）

受給手続

対象世帯には、市から関係書類を送付します

非課税世帯

既に7万円の支給が済んでおり、対象世帯と基準日において同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯

振込希望口座に変更がない世帯

手続は不要です

「支給のお知らせ」が届きます

基準日以降に生まれた新生児がいる世帯

手続が必要です

手続書類（申請書等）が届きます

均等割のみ課税世帯

対象世帯と基準日において同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯

！ 申請期限は、令和6年6月28日（金）まで（当日消印有効）

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、深川市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

深川市役所 社会福祉課福祉庶務係（8番窓口） ☎0164-26-2144

受付時間 8:45～17:15（土曜・日曜・祝日を除く）